

養育里親

～もうひとつの家族～

7

坂口 伊都

足踏み状態

養育里親の事を書き始めて、今回で7回目に突入します。書き続けながら、率直に感じているのは、養育里親を目指すためには「忍耐」が求められるということです。私は、養育里親を目指しているからと言って、志が高い人間でもありませんし、悟りを開いているような人間でもありませんので、委託されるまでの長い長い道のりを待ち続けなければならない状況下で、何度となく心が折れそうになっています。

子どもとの事で悩むのであれば、いくらでも向き合いながら耐えようと思いますが、それ以外の部分で、上手く循環していないと感じながら待つのは、納得できないという気持ちが生じてきます。他の言葉で言い換えれば、苛立ち、

不信感、諦めでしょうか。この感情を受け入れて待ち続けるための「忍耐」です。この感覚は、里親登録した多くの方が多少なりとも味わってきたのではないかと思います。里親登録をしようとする人は、それまでに何度も悩み、迷い、覚悟を決めて望んでいます。里親登録の後に見通しが持てない待つ時間と向き合うことは、里親にとっては、試練と言ってもいいのではないのでしょうか。

5回目の連載で、里親の委託率について書きましたが、里親委託率を左右する要因の一つに入所施設の定員数と措置される子どもの数との関係があり、子どもを措置する場所（乳児院や児童養護施設などの施設）に困らなければ、それほど里親制度を活用しようとする状況に至らない現状があると考えられます。では、消極的な中で里親委託を進めるためには、何が必要とな

るでしょうか。私の経験からですが、まず子どもを支援する大人同士の関係構築が必要となるのだと感じています。具体的には、里親、児童相談所職員、乳児院や児童養護施設等の職員です。児童相談所と施設は、既に構築されてきた関係があります。児童相談所ワーカーは、それぞれの施設の特色もイメージしています。施設側にも子どもを委託されてきた実績と信用があります。児童相談所と施設の二者関係には、対立する局面もありますが、一定の信頼関係が存在します。

一方、児童相談所のワーカーや施設職員と里親との関係性は薄く、里親の存在さえ知られていないこともあります。児童相談所のワーカーの立場を考えれば、人柄がわからない里親に子どもを委託するのは不安ですし、里親不調が起きるかもしれないというリスクを考えれば、里親委託に積極的に踏み込めないと感じるでしょう。実際、どこに里親がいるのかを知らないワーカーや施設職員は、かなりいると思われま

す。また、里親委託をするためには、手間暇がかかります。子どもと保護者に里親委託の了解を取る、施設にいる子どもなら、施設職員の理解を得て協同する、里親宅に出向き委託したい子どもの状況を説明をし、意向を確認した後でどう出会っていくかを考える。出会った後も、面会の回数を重ねる、外出をする、短期外泊をする、長期外泊をする等のマッチングと言われる期間を要します。マッチングとは、里親と子どもがこれから一つ屋根の下に暮らしていけるかどうかの相性を確かめる期間です。ざっと委託までの道のりを示しただけでも、これだけの手間と時間がかかりますから、児童相談所のワーカーなら、施設入所の方が早くて安心です。施設入所するために、マッチングをしている所はありません。

次に保護者の了解も大きな課題になっている現状があります。施設入所でも、納得できない

と児童相談所ともめるケースがありますが、施設入所の多くは、親の同意が取れています。同意しなければ、子どもと会えなくなるからしぶしぶ同意したという親御さんもいますが、施設入所は同意するが、里親に出すのは嫌だという保護者は多いようです。「里親委託ガイドライン」にも保護者への説明という項目があり、養育里親に委託することで「子どもを取られてしまうのではないか」「子どもが里親になつてしまうのではないか」「面会がしづらくなるのではないか」と不安を抱くことがあり、十分に説明をするようにと書かれています。

つまり、里親委託には様々な業務内容があり、よほど里親制度について賛同している、あるいは子どもにとって必要な制度だと感じていなければ、あえてそこを目指そうと思えないでしょう。里親委託を進めるためには、様々な課題をクリアにしていかなければなりません。しかし、厚生労働省は里親委託を優先的に考えるという方針を出しています。子どもにとって、必要だと考えられるからです。子どもの最善の利益のために里親自身も社会的養護の理解を深め、質の向上が求められます。さらに、どのように里親委託が考えられ、どのような人々と協働していかなければならないかを知ることが重要です。今回は、里親委託の推進のためにも、委託に対する概要を紹介していきたいと思います。

里親委託ガイドライン

まず、子どもが里親委託されるのかを明示した「里親委託ガイドライン」を紹介します。里親に委託する子どもについて書かれている部分を抜粋します。

里親に養育を委託する子どもは、新生児から高年齢児まですべての子どもが検討の対象とされ

るべきであり、多くの課題を持ち、社会的養護を必要としている子どもの多様さを重視し、子どもと最も適合した里親へ委託する。

つまり、里親委託される子どもは赤ちゃんや幼児ばかりではないということです。里親というと、小さい子どもをイメージしやすいのですが、年齢が高い子どもも念頭に置いています。

子どもが小さければ小さいほど、最初に里親委託の説明に悩むことなく進められることが多いですが、年齢が高くなればなるほど、その子に里親委託をどのように説明をし、意向確認していくかを考えていかなければなりません。

次に「施設入所が長期化している子どもの措置変更」について書かれています。措置変更とは、措置されている場所が変わることで、児童養護施設に長期入所している子どもに里親委託を考えていくイメージになります。ガイドラインでは、5パターンがあげられています。

- ① 乳児院から措置変更する子ども
- ② 施設入所が長期化している子ども
- ③ 1年以上（乳幼児は6か月）面会等保護者との交流がない子ども
- ④ 保護者の面会はあるが、家庭引取りが難しい子ども
- ⑤ 法第28条措置の更新により長期化している子ども

乳児院からの措置変更については、できるだけ早い時期に家庭的な環境で、特定の大人との愛着関係の下で養育されることが子どもの心身の成長や発達には不可欠であるとし、原則として里親委託への措置変更を検討するとされています。

施設入所が長期化している子どもについては、施設での生活を継続しているすべての児童について、常に里親委託の検討を積極的に行うとされ、その中には里親委託をしたがうまく里親と適合せずに施設に入所措置をしている場合を含

めています。その際、里親制度の理解を保護者に求めるという条件があるという内容が③以降続きます。⑤の法第28条措置というのは、児童福祉法第28条のことで、保護者が、子どもに対して著しい虐待をしているにも関わらず、入所措置に同意しない場合、家庭裁判所の承認を受けて入所措置するものです。この場合、子どもとの面会・通信制限がかけられます。虐待ケースの場合、まず保護者自身がしてきた行為について虐待と言われることだったのだと認識することは保護者にとって辛い行為ですが、これからの子どもとの関係回復のためには、大事な認識だといえます。

多くの子どもが、里親委託の対象となるべきだとされていますが、「里親委託することが難しい子ども」もあげられています。

- ① 情緒行動上の問題が大きく、施設での専門的なケアが望ましい場合
- ② 保護者が里親委託に明確に反対している場合（法第28条措置を除く）
- ③ 不当な要求を行うなど対応が難しい保護者である場合
- ④ 子どもが里親委託に対して明確に反対の意向を示している場合
- ⑤ 里親と子どもが不調になり、施設でのケアが必要とされた場合

以上の5点です。

では、里親委託する方向が決まったら何をしていくのかですが、①里親家庭の選定（マッチング）、②委託の打診と説明、③子どもと里親の面会等の項目があげられています。

里親委託を行う場合は、その子どもがこれまで育んできた人間関係や育った環境との連続性を大切にすることや里親に具体的な説明を行う場合、直近の現状を改めて直接把握するために里親宅に家庭訪問することが望ましい、新生児委託や養子を前提にする場合は、保護者の意向が変わることや、子どもに障害や疾病が見つ

ることもあるので、将来起こりうる変化について十分説明する等の留意点が書かれています。

子どもと里親の面会等についても、細かく記され、児童相談所の子ども担当と里親担当が分かれている場合は、その役割を明確にし、子ども担当は、子どもに対して説明と支援を行い、里親担当は里親に対して支援を行うとされています。

施設に入所している子どもの場合は、当該施設に協力を依頼し、初回の面会までに子どもの日常の様子や子どもの反応などを施設から伝えてもらうことも必要とし、家庭からの場合は、必要に応じて里親と子どもとの面会を実施する。長期的に里親委託になる場合、一時保護されるため、家庭から直に里親というケースはかなり少なく、保護者が入院する間の短期での委託等が考えられます。また、里親宅が一時保護委託されるケースもあるので、その場合は緊急性が高く、即一時保護委託になります。

里親委託にかかる調整の期間は、里親と子どもの適合を調整することが重要であり、丁寧に準備を進めることが大切とし、施設での面会や外出・外泊などの交流は里親側の負担等に配慮し、できるだけ長期にならないように努め、長い場合でも概ね2、3か月程度を目安とする。また、里親には、委託の理由や経緯、子どもの発達や行動、保護者家族の状況、養育の留意点や今後の見通しの説明をし、里親に含めて自立支援計画を立てることも必要とされています。つまり、これから養育する上で子どもの背景や特徴を理解し、子どもにとって適切な環境を作るために必要な行為といえます。

では、里親委託を決定する機関である児童相談所から関係職種を見てみましょう。

児童相談所内

児童相談所は、行政権限を持っている機関です。すなわち里親委託をするか否かの決定権を持ちます。ただ、児童相談所独断で決定するかといえば、そうではありません。調査、観察、診断、判定、連携機関との意見交換等をした上で判断しています。

里親からすれば、年に1回程度しかお会いする機会はありませんが、児童相談所長に役割があります。「里親制度運営要綱」には、

児童相談所長は、福祉事務所長、児童委員、児童福祉施設の長、市区町村、学校等をはじめ、里親支援機関、里親会その他の民間団体と緊密に連絡を保ち、里親制度が円滑に実施されるように努めること。

とあります。児童相談所の責任者としての役割が明示されています。

実際に里親が出会っていくのは、子どもの担当ワーカー（正式名称は児童福祉司）、里親担当職員（専任か兼任の児童福祉司）です。里親担当職員は、里親登録の相談をする時から関わりがあり、里親からは馴染みが深い職員になります。その他、児童相談所には「里親委託等推進委員会」が設けられており、里親委託等推進委員がいます。私の最寄児童相談所では、里親会事務局の担当職員がいます。我が家に家庭訪問に何度か来ていただいたり、電話で話したりしていますので、児童相談所の中では親しみがあります。

里親委託となる場合、その子について関わりがある職員として、心理療法担当職員（心理職や心理の者と呼ばれています）や一時保護所の職員等という辺りでしょう。心理療法担当職員は、その名の通り心理検査の結果や心理面からのアドバイスをくれます。

里親担当職員は、兼務していることが多く、自分の担当ケースを持ちながら里親担当職員を

しているため、担当ケースの仕事が優先されるだろうと予想がつきます。担当ワーカーも、抱えている件数が過剰にあり、緊急ケースが入れば、そこが優先されます。

また、担当ワーカーには、必ず異動があり、引き継ぎケースの場合は、措置に至った経緯に直接関わっていないこともあり、子どもや保護者との関係づくりをしている段階であることもあります。この時期に里親委託の方向が出てくると調整に時間がかかることが予想されます。

その他、児童相談所によっては NPO 法人等の外部機関の里親支援機関と連携しています。神戸市と大阪市に事務所がある公益社団法人家庭養護促進協会は、古くから子どもたちに里親・養親を探す民間の児童福祉団体です。

<http://www5f.biglobe.ne.jp/~ainote/syadan/index.html>

乳児院・児童養護施設内

次は、施設内にいる職員です。児童相談所長同様施設長も里親制度が円滑に実施されるように努める責任があります。

里親支援専門相談員（里親支援ソーシャルワーカー）は、里親会の総会等に施設代表として出席しているので、里親からすれば施設の窓口的な存在になっていると思います（以下、里親支援 SW と表記）。里親支援 SW は、現状では全施設に配置されているわけではありません。児童家庭支援センターに里親支援業務が位置づけられたため、法人内に児童家庭支援センターが併設されている施設に配置されていることが多いようです。児童家庭支援センターは、児童福祉施設等に設置され、子どもや家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言、指導を行っています。

里親支援 SW の役割は、①所属施設の児童の

里親委託の推進、②退所児童のアフターケアとしての里親支援、③地域支援としての里親支援です。里親支援 SW は、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らず、施設の視点から離れ、里親と子どもの視点に立ち、児童相談所の里親担当職員や里親委託等推進員とともに、定期的な家庭訪問を行い、施設機能を活かした支援を含めた里親支援を行うとされています。また、児童相談所の会議に出席し、情報と課題を共有します。

家庭支援専門相談員（ファミリーソーシャルワーカー）は、児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設に配置されており、里親委託推進のための業務と養子縁組推進のための業務がふくまれています（以下、FSW と表記）。里親委託の推進のための業務は、①里親希望家族への相談援助、②里親への委託後における相談援助、③里親への新規開拓となっています。FSW も里親支援 SW 同様、施設の直接処遇の勤務ローテーションに入らず専任が望ましいとされていますが、主任以上の役職と兼務されている所があります。

その他、児童相談所と同様に施設の心理療法担当職員も子どもに関係しており、施設の場合、心理療法を子どもや保護者に 10 人以上行うとされる場合に配置されますので、多くの施設で心理療法担当職員が配置されています。非常勤採用の印象がありますが、正規職員として配置する施設も増えてきています。

そして、忘れてはならないのは直接処遇（ケア）をしている職員です。その中でも、その子の担当をしている職員がいます。アタッチメント（愛着関係）を安定させることが、子どもの成長発達に欠かせないという認識が深まり、担当制を採用している施設が多くなっています。子どもからしてみれば、施設の中の大事な人になりますし、子どものことを誰よりも見ている存在といえます。

施設の職員は、全般的に若い方が多く、未婚で子育て経験がないような年代の職員が、ケアワーカーとして子ども達と向き合っています。施設職員が忙しく過ごす時間帯は、起床から登校までの朝の時間、そして学校から帰ってから眠りつく時間帯です。家庭の子育てで忙しい時間帯と同じなため、家庭を持ちながら務め続けることが難しく、子どもと向き合っていますから、知らず知らずの間に超過勤務になっている現状があり、職員が辞めることなく、勤務年数を重ねられる環境を整備していくことは、どこの施設でも課題として考えられています。

若い職員の中には、この年齢の子にそんな事を聞いても答えられないでしょうと思う場面に出くわしたりもしますが、多くの職員は子どもと向き合い、試行錯誤しながら子どものために働いています。職員が、子どもをかわいいと思って日々接していることが、子どもの中に大人を信じる肯定的な経験として残るので、里親委託になった時、子どもと里親をつなぐ大きな力となります。また、委託後は心強い協力者になっていただける方だと思いますし、子どもにとっても会いたい人として理解することが重要になると思います。

施設で育つ子どもの多くは、職員の配置基準がとても低いため、大人を独り占めできる経験がなかなか持てない環境下にあります。なので、独り占めできる大人を目の前にしても、口が悪くなったり、黙りこくったり、不機嫌になったりして、うまく反応できない子どもは多いと思います。そんな子どもの反応から始まる関係であって、子どもの呼吸にあわせて子どもと向き合い続けられれば、やがて肩の力を抜いたやさしい表情を見せてくれるようになります。子どものかわいい笑顔に出会うと日々の職員との関わりがこの子の中に積み重ねられているからだと感じます。子どもにとって大切な人を里親が知り、同じ子どもを支える大人として協力する体

制も必要不可欠です。

最後に

養育里親を目指している中で、子どもとの関係に悩むまでの間にいろいろな出来事が起こる経験をしています。何が起きているのだろうと思うこともあります。里親として、子どもと出会っていく時の関係者とその役割や里親制度が目指すガイドラインを理解することが大切だと思います。また、一般的にもほとんど知られていない部分なので、里親制度を具体的に知ってもらう機会になれば幸いです。里親のことを話すと、実は前から興味を持っていましたという方に出会うので、里親制度を気にしている方は、案外多いのではないかと感じています。

私自身、養育里親を目指してみて、予想以上に厳しい道のりの渦中にいますが、現実に里親を必要としている子ども達がありますし、里親の体制がこれから作られていくなかの一つになればと思っています。もっと風通しのいい里親、児童相談所、施設の関係を築いていく必要性を実感しています。里親が必要な子ども、施設でのケアが必要な子ども、様々なニーズを持つ子どもに対応できるように大人側が責任を持ちながら、真剣に行動していくことが子どもを支えることとなります。今後、実際に委託となれば、次は里親が住んでいる地域との関係づくりが求められてきます。そこからも簡単な作業ではありませんが、一步一步踏ん張り続けることが、次につながっていくこととなりますし、理解者が一人でも増えることが子どもを護る社会に近づけることにつながると感じています。